

平成25年4月16日
東北地方整備局

入札監視委員会の審議概要について (第一部会第4回定例会議)

東北地方整備局入札監視委員会の第一部会第4回定例会議は、2月15日(金)に仙台市の東北地方整備局で開催されましたので、その審議概要(別紙)についてお知らせします。

議事では、委員会が抽出した案件9件の審議が行われ、意見の具申又は勧告事項はありませんでした。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

(第一部会) 仙台市青葉区二日町9番15号

TEL (022) 225-2171 (代表)

主任監査官	岡根隆資 (内線2114)
入札契約監査官	東海林豊 (内線2220)
契約管理官	阿部幸太 (内線2222)
技術開発調整官	國松廣志 (内線3120)

東北地方整備局 入札監視委員会（第一部会） 審議概要

開催日及び場所	平成25年 2月15日（金） 東北地方整備局 大会議室	
委員	部会長 京谷 孝史【(国)東北大学大学院 工学研究科土木工学専攻 教授】 部会長代理 熊谷 真宏【公認会計士・税理士】 委員 伊東 満彦【(学)東北学院大学 法科大学院 教授】 委員 牛尾 陽子【(公財)東北活性化研究センター フェロー】	
審議対象期間	平成24年10月 1日 ～ 平成24年12月31日	
審議案件	総件数 9件 (別紙-1 審議案件一覧のとおり)	
工 事	一般競争入札(政府調達)	1件
	一般競争入札 (政府調達以外)	2件
	工事希望型競争入札	1件
	工事希望型以外の指名 競争入札	1件
	随意契約	1件
	建設コンサルタント業務等	2件
役務の提供等及び物品製造等	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する説明・回答	別紙-2のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	別紙-3のとおり	

審議案件一覧

【工事】

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事)	北上川下流長面上流地区築堤工事	一般土木工事	16	15	平成24年10月16日	日本国土開発(株)	1,130,850	90.3	北上川下流

入札方式	工事名	工事種別	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)	石巻地区橋梁補修工事	鋼橋上部工事	7	6	平成24年11月28日	(株)IHIインフラ建設	238,980	85.5	仙台
一般競争入札方式(政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)	最上川中流樋管修繕工事	機械設備工事	3	3	平成24年10月30日	東北電機鉄工(株)	20,370	99.7	新庄

入札方式	工事名	工事種別	技術資料の提出を要請した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
工事希望型競争入札方式	院内除雪ステーション取りこわし工事	建築工事	18	2	平成24年10月17日	(株)佐々木工務店	7,560	99.7	湯沢

入札方式	工事名	工事種別	指名業者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
工事希望型以外の指名競争入札方式	仙台第2法務総合(12)電気設備改修工事	電気設備工事	13	2	平成24年11月5日	(株)伸電	28,102	97.7	宮繕部

入札方式	工事名	工事種別			契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
随意契約方式	東北技術事務所アスファルト試験棟建築その他工事	建築工事			平成24年11月26日	仙建工業(株)	211,050	99.8	東北技術

【建設コンサルタント業務等】

入札方式	業務名	業種区分	競争参加資格を確認した者の数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
一般競争入札方式	山形河川国道事務所管内積算技術業務	土木関係建設コンサルタント	1	1	平成24年11月1日	山形河川国道事務所管内積算技術業務みちのく・東北建設設計共同体	51,450	92.6	山形

入札方式	業務名	業種区分	手続への参加資格及び業務実施上の条件を満たす参加表明書の提出者数	入札参加者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
簡易公募型競争入札方式	管内トンネル定期点検・補修設計業務	土木関係建設コンサルタント	9	9	平成24年10月5日	バシフィックコンサルタンツ(株)	15,750	84.2	酒田

【役務の提供等及び物品の製造等】

入札方式	業務名	業務分類			契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位:千円)	落札率 (単位:%)	備考
随意契約方式	みちのく公園に素除去装置保全業務	役務の提供等			平成24年11月30日	(株)さとう総業	2,384	100.0	国営公園

1. 報告	
意見・質問	説明・回答
・なし	

2. 審議	
1 北上川下流長面上流地区築堤工事	
<p>・総合評価落札方式で入札を実施しており、評価値の最も高い業者が落札している。落札業者より安い価格で入札した6業者は、評価値が低いことから落札できなかった。</p> <p>最低入札者は落札業者より3,000万円程安い価格で入札したが、評価値が低かったため落札に至らなかった。</p> <p>総合的に評価して、落札者を決定する訳だが、合理的に説明できるのか。</p> <p>・評価値1点あたりの価格はいくらか。評価値を数字的に示してもらえれば納得できる。技術提案の内容と価格との相関関係は明確になっているのか。</p> <p>・なかなか難しい問題。競争条件は全ての業者が同じであり、技術力をもって安く施工できる者が優位となる。</p> <p>1点の重みと金額の比較は難しいが、今のところは、この方法が公平なやり方と思う。</p>	<p>・総合評価落札方式なので、標準点並びに施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得たものを評価値として、最も高い者を落札者としている。</p> <p>この事案では、サンドコンパクションパイルを用いた地盤改良工法について技術提案を求めている。各社の技術提案を評価したところ、落札業者の提案が、基礎点+加算点で最も高い値となった。各社とも、自らの技術提案の評価を予想し、それを加味して入札を行っている。最終的に技術的評価の差が落札者を決める評価値を左右したと理解している。</p> <p>・技術提案は定性的なものであり、価格は定量的なものであるが、それらの異なったものを評価値という尺度で比較している。</p> <p>評価値への換算の方法も、事前に入札公告で明らかにしている。</p>

2 石巻地区橋梁補修工事	
<p>・入札調書を見ると、調査基準価格227,010千円と落札業者の価格227,600千円とは、かなり近似している。また他社の入札価格についても、いずれも予定価格を上回っていない。この案件に関して言えば、予定価格の設定が相場からすると高いのではないか。</p>	<p>・標準価格については、ある程度オープンになっていることから、予定価格に近い数字で積算することは可能であると考えられる。施工場所が4箇所点に点在しており、現場管理費に関する当局の考え方と入札に参加した企業との考え方の相違が、予定価格と入札額との差になったのではないかと推察される。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・企業の考え方は理解できる。落札率85.5%と安く上がったのは評価するが、調査基準価格227,010千円に対して、落札価格との差が590千円というのは疑問。</p> <p>単価公表は理解できるし、最近の積算ソフトでかなり精度の高い積算ができるとは考えられるが、震災関係で政策的な配慮があったのか。</p> <p>この案件の落札価格をみると予定価格が相場を反映していないのではないか。</p> <p>・1社の入札価格をもってばらつきがあるとは言えない。相場感が本当に反映されているのか。結果として安くなったのは良かったが。</p> <p>・入札が無効となっているのは何故か。</p> <p>・民間では通常考えられない。資料を提出しないのは企業倫理として理解できない。</p> <p>・地域精通度・貢献度とは何か。</p>	<p>・予定価格を高く設定するような配慮はしていない。予定価格に近い260,700千円という入札価格もあれば、そこから約1千万円ずつ低い入札価格の者もいる。このようにばらつきのあるなかで、予定価格に近い業者もいる。施工箇所が点在していることから、間接費（現場管理費）が上乘せになっている。企業がそれを考慮せずに積算していることも考えられる。</p> <p>・入札価格が調査基準価格を下回った者に対して追加資料の提出を求めたが、提出しない旨の申し出があったため、無効とした。</p> <p>・資料作成の作業も必要となるので、追加資料を提出するかしないかは企業の判断であると考えられる。</p> <p>・地理的条件と地域貢献の実績のことである。</p> <p>地理的条件としては2項目あり、「宮城県内の本支店・営業所の所在地の有無」、「平成9年度以降の宮城県内での施工実績の有無」である。</p> <p>地域貢献の実績としては3項目あり、「平成21年度以降の宮城県内における災害協定等に基づく活動実績の有無」、「東日本大震災の緊急対応等により表彰された活動実績の有無」、「平成19年度以降の宮城県内における地域防災への協力体制の有無」、について加点の対象として評価している。</p>
<p>3 最上川中流樋管修繕工事</p>	
<p>・コリンズ検索では61社が対象業者となっているのに、実際の参加は3社であるが、その原因は何か。</p> <p>・開閉装置の動力について見てみると、電動のもの手動のもの一括して発注しているが、それらを分けて発注する方法は考えられなかったのか。</p>	<p>・維持工事や補修の積算は、対象となる施設によって異なり、当該案件では、古いものが多く手間がかかることや、施工場所が点在しているなどから応札が少なかったと推測される。</p> <p>・8箇所を1つの工事としてまとめて発注した方が、応札者が多くなると判断した。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・調査基準価格は、予定価格に応じて明確に割り切れる数字ではないのか。工事により87～85%位となっているのは、工事毎に調査基準価格を設定しているためか。</p> <p>・これまでは新しいものを造るから積算も容易にできたが、これからは補修とか、新しいものに代わって直すことが増えてくる。この案件や次の案件も、特殊な技術は必要なく工事規模はかなり小さい。予定価格と第1回目の入札価格とでは差が大きかったが、2回目の入札で金額が大きく下がった理由は何か。</p> <p>・1回目の入札は地方整備局の考えを理解していなかったということか。</p> <p>・地方整備局だけでなく、国、県、自治体等の発注者は情報交換をしているのか。</p> <p>・不調不落が多いとのことだが、単価を低く設定していることはないのか。</p>	<p>・調査基準価格の取扱いについては、本省から通知が発出されている。それによれば直接工事費の10分の9.5、共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の8、一般管理費の10分の3を乗じて調査基準価格を設定している。したがってそれぞれの工事内容によって調査基準価格が異なる。</p> <p>・予定価格と1回目の応札金額との差が大きかったため、2回目の入札の前に当方の積算の考え方を説明したうえで、2回目の入札を行った。</p> <p>・当該案件は、どちらかというところ人気のない工事と思われる。この事案も1回目は不落。傾向として、予定価格が小さく工期の長い工事は、なかなか落札者が決まらない。工種的には維持管理工事、設備関係工事、建築工事、金額的には2億円を下回る工事では不調不落が多い。 震災以降、県、市等からも多くの発注があり、業者が仕事を選んでいる状況にある。</p> <p>・東北6県として定期的に情報交換を実施し、最近では被災3県として、また地区別にも実施している。資材の単価や、需給動向についてもきめ細かく把握し、さらに入札状況の情報交換も行っている。</p> <p>・単価は適正に設定しており、資材単価は月2回調べて反映させている。変更増に柔軟に対処することについても設計図書に記述している。 企業の戦略としては、有利なものを受注したいことから、落札率が高くなっていく。</p>
<p>4 院内除雪ステーション取りこわし工事</p>	
<p>・なし</p>	
<p>5 仙台第2法務総合（12）電気設備改修工事</p>	
<p>・ほとんどの企業が辞退しているが、その理由は何か。</p> <p>・電気設備工事でも、会社の方が手一杯ということか。</p>	<p>・電気設備工事は震災後技術者が不足している状況で、民間工事の需要もあり、他の工事を受注している等、各社の事情で辞退したものと推測される。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>6 東北技術事務所アスファルト試験棟建築その他工事</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約とした理由は何か。 ・ 随意契約理由を予決令102条の4第3号としているが、この条項には、「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合」又は「緊急の必要により競争に付することができない場合」となっており、どちらに該当するのか。 予決令102条の4第3号の前段「契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合」には当てはまらないのではないか。 ・ 業者間での仕事の割り振りがあつてはならないので、不調不落により随意契約を行う場合は、事後検証すべきではないか。 ・ 入札者が1者の場合、競争を継続しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初、一般競争入札を行ったものの入札者がなく、次に指名競争入札で行ったが、応札者が1者のみであり、競争が成立しないことから取り止めとした。しかしながら、この建物は緊急に建築する必要があり、また、技術者を配置できる者はこの業者しかいなかったことから、随意契約とした。 ・ 予決令99条の2には、「競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる」とする、いわゆる不落随契の規定があり、これらに基づき随意契約とした。 ・ 不調不落に陥って随意契約に至る案件は、対象期間の案件の中では、この他にはない。業者間の割り振りに関しては無いと考えている。 ・ 一般競争は誰でも参加できるため1者でも成立するが、指名競争の場合は競争性がないことから、入札が成立しないこととされている。
<p>7 山形河川国道事務所管内積算技術業務</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 920社が申請書提出可能となっているが、なぜ1社しか入札していないのか。 ・ 事実上の独占ではないか。 ・ 何故この時期に発注したのか。発注者支援業務からの撤退前の駆け込み発注なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年度以前は東北建設協会が随意契約で受注していた。現在は発注者支援業務について民間企業の参入を促進する方向で取組んでいるが、発注者の積算業務を支援するという業務の特殊性や、東北建設協会がノウハウを蓄積していること等から、経験のない者は実態として手を挙げないのではないかと推測される。 ・ 発注者支援業務や管理補助業務を当該事務所でも発注しているが、協会だけではなく、協会と民間企業のJVや、民間企業単体でも受注している。今は年度途中の発注であり、民間企業にとっては技術者を配置することが難しかったのではないかと推測される。 なお、東北建設協会は発注者支援業務から撤退することが決まっている。 ・ この業務は通常1月に公告を行い、4月に契約を行っている。しかし、当該事務所の工事発注が当初の予想を上回る業務量となり、業務の円滑な遂行を図るため、この時期に新規に発注したものである。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・この案件の場合は、1社の参加でも入札は成立するのか。 ・JVの構成員はどのような会社か。 ・JVの相手方であるみちのくコンサルタントが実質的に東北建設協会のノウハウを独占的に得てしまうことにならないか。 ・いろんな業務が発注されることは理解した。東北建設協会から民間企業に譲渡する段階で、ノウハウが広く行き渡らないと公平、適正な入札にならないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争の場合には、応札者が1者の場合は入札が成立しない。この案件は一般競争なので、入札は成立する。 ・東北建設協会とみちのくコンサルタントとのJVであり、この業務のための設計共同企業体である。 ・様々な発注者支援業務があり、この組合せ以外にもJVを組んでいることもある。 ・東北建設協会の事業譲渡先は複数であると聞いている。
8 管内トンネル定期点検・補修設計業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・この案件は笹子トンネルと同じ構造か。つり形態は笹子トンネルとは違うのか。 ・笹子トンネルの事故があったから、急遽点検したのか。 ・技術点の差がかなりあるが理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井は同じ構造となっているが、つり形態は違う。平成8年度にアンカーボルトの補強を行い、当初真真中に1本だったが、両サイドに2本ずつボルトを増やした。さらに平成23年度には、コンサルの定期点検とは別に、維持業者が臨時点検した結果、37箇所にて緩みを確認したので、3点づりボルトで補強を行っている。 ・以前から、定期点検は5年毎に実施しており、昨年11月に定期点検を終了している。笹子トンネルの事故を受けて、12月に緊急点検として、全ての箇所の打音検査を実施した。 ・落札した業者は総合的に評価値が最も高く、この業務に対する理解度、実施方針が高く評価されている。
9 みちのく公園ヒ素除去装置保全業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の理由は特許をもっていることだが、来年の3月には特許期間が切れることになっており、次年度の契約はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方整備局が発注するのは今年度が最後となる。平成25年度以降は官民競争入札の対象となっており、公園財団の管理運営となるので、そこが何らかの形で契約を結ぶと思われる。

3. 委員会による意見の具申又は勧告内容

本日の審議結果について、意見の具申又は勧告事項はありません。

今後とも、入札及び契約手続における一層の透明性・競争性の確保に留意し、入札・契約業務の適正かつ厳正な執行を行っていただきたい。

なお、要望が2点あります。

1点目は、震災復興のなか、技術者が不足していることから1社入札が多い。業者間での仕事の割り振りがあってはならない。公平性の確保の観点から、今後とも業者間による仕事の割り振りの有無に関する事後検証を続けていただきたい。

2点目は、発注者支援業務の民間への事業譲渡にあたっては、特定の民間業者に偏らないよう、ノウハウの伝授については競争性を確保できるような方策の工夫を引き続き検討願いたい。

【当局からのコメント】

ご要望いただいた点については、引き続き透明性及び競争性を確保するよう今後とも検討を重ねて参りたい。